飯能市下水道事業経営戦略プラン

（令和３年度～令和１２年度）

（令和７年度改訂）

令和８年３月

飯能市下水道事業

目　次

第１章　経営戦略プラン改訂の趣旨

1-1　経営戦略プランの改訂について　・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1-2　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1-3　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　下水道事業の概要

2-1　下水道事業の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
2-2　事業計画区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
2-3　事業計画及び施設概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

第３章　下水道事業の現状と課題

3-1　業務量の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
3-2　下水道使用料の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
3-3　組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
3-4　経営比較分析表による現状分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
3-5　今後の課題等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

第４章　基本方針及び主要施策

4-1　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
4-2　基本施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
4-3　主要な事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
4-4　目標値の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

第５章　投資の考え方

5-1　投資の最適化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
5-2　ストックマネジメントの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
5-3　主な建設改良事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
5-4　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

第６章　財源の考え方

6-1　財源に関する視点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
6-2　主な財源の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
6-3　ロードマップ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25

第７章　投資・財政計画

7-1　投資・財政計画策定までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
7-2　事業費の計上に当たっての考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・　26
7-3　投資・財政計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

第８章　フォローアップ

8-1　進行管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
8-2　進捗状況等の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

第１章　経営戦略プラン改訂の趣旨

１−１　経営戦略プランの改訂について

公共下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設であり、将来にわたって安定的にサービスの提供を継続していかなければならないライフラインの一つです。

本市の下水道事業は、令和３年に中長期的な経営の基本方針である飯能市下水道事業経営戦略プランを策定し、経営改善に努めながら目標の達成に向けて事業を実施してきました。

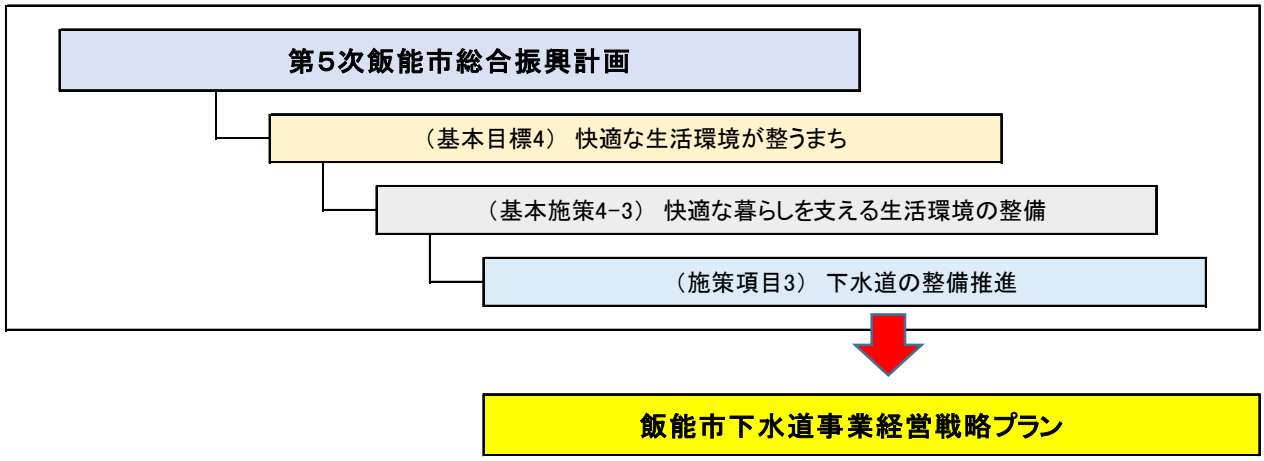
計画策定から５年が経過し、その間、節水技術の進展等に伴う下水道使用料収入の減少や物価、人件費、エネルギー価格の上昇等、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、下水道施設の老朽化が顕著になり、施設の更新需要の増加が見込まれることに加え、近年多発する集中豪雨や大規模地震等により、自然災害対策の重要性はますます高まっています。

こうした状況を踏まえ、下水道事業における現状と課題を改めて整理し、限られた財源で多様な課題に対応するため、飯能市下水道事業経営戦略プランの見直しを行うものです。

１−２　計画期間

国が示す「経営戦略策定ガイドライン」では、計画期間は 10 年以上を基本としていることから、経営戦略プランの計画期間は令和３ 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

１−３　計画の位置付け



飯能市下水道事業経営戦略プランは、第５次飯能市総合振興計画における基本施策の１つである「快適な暮らしを支える生活環境の整備」を推進していくために、下水道事業が策定する基本計画として位置付けます。

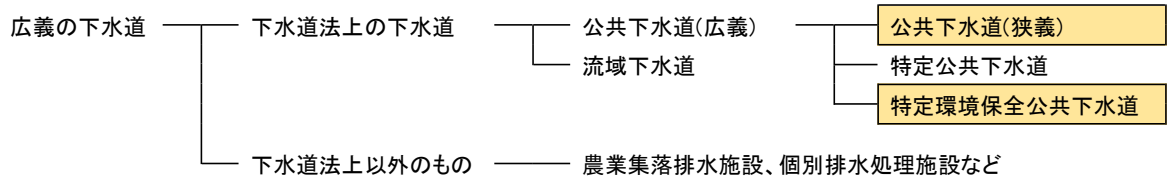
第２章　下水道事業の概要

２－１　下水道事業の沿革

本市の下水道事業は、昭和 28 年に事業認可を受け下水道事業を開始し、昭和 41 年には最初の終末処理場を建設しました。その後、市街地の急速な発展と整備区域の拡大に対応するため用地を拡張し、昭和 55 年に現在の飯能市浄化センターを整備しました。また、昭和 63 年には特定環境保全公共下水道の事業認可を受け、平成 4 年に入間川上流域に原市場浄化センターを建設しました。

埼玉県内の多くの事業体は、県が管理する流域下水道（複数市町の公共下水道の下水を集め、まとめて処理する広域的下水道）により下水を処理していますが、本市は、市が管理する 2 つの終末処理場で処理を行っています。

◆下水道の種類



◆県内の公共下水道終末処理場一覧表

市町村名	処理場名	全体計画処理区域面積(ha)	現況処理人口(人)	現況処理能力(㎥/日最大)
さいたま市	さいたま市下水処理センター	113※	11,485	23,000
熊谷市	熊谷市妻沼水質管理センター	391	5,011	2,150
秩父市	秩父市下水道センター	1,438	32,828	21,000
飯能市	飯能市浄化センター	1,293	56,186	33,800
	飯能市原市場浄化センター	27	695	372
加須市	加須市環境浄化センター	2,199	53,890	24,920
東松山市	東松山市市野川浄化センター	1,400	35,628	21,500
	東松山市高坂浄化センター	728	12,433	8,000
羽生市	羽生市水質浄化センター	687	19,824	12,060
深谷市	深谷市浄化センター	1,507	69,999	30,880
	深谷市岡部浄化センター	125	5,504	1,510
日高市	日高市浄化センター	919	35,425	18,800
神川町	神川町渡瀬浄化センター	76	1,193	900
横瀬町	横瀬町水質管理センター	146	3,255	1,400
坂戸、鶴ヶ島下水道組合	北坂戸水処理センター	977	49,980	25,800
	石井水処理センター	2,635	74,483	48,900
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	毛呂山処理センター	1,310	37,006	25,700
皆野・長瀞下水道組合	長瀞浄化センター	483	10,480	4,200

※は事業計画面積

埼玉の下水道2024より

◆下水道事業のあゆみ

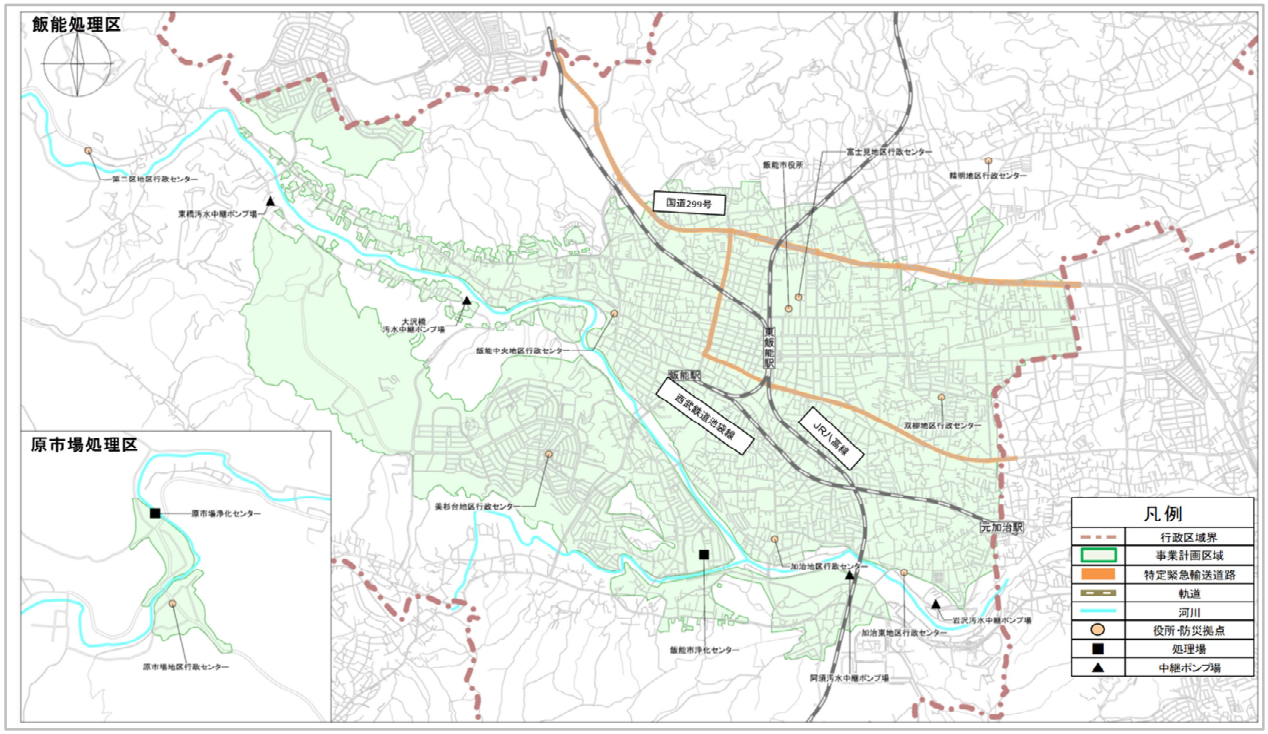
年　月	主　な　出　来　事	認可面積	認可人口
昭和28.04	・下水道事業認可	78.46 ha	32,870 人
昭和29.03	・下水道条例を制定する		
昭和35.03	・下水道条例を廃止し、新条例を制定する		
昭和37.03	・第1次下水道事業変更認可	98.99 ha	39,600 人
昭和39.02	・第2次下水道事業変更認可	98.99 ha	33,000 人
昭和41.04	・終末処理場の供用を開始する　・使用料の徴収を開始する		
昭和43.12	・第3次下水道事業変更認可	193.01 ha	33,000 人
昭和47.07	・下水道条例を廃止し、新条例を制定する		
昭和49.03	・第4次下水道事業変更認可	412.28 ha	32,430 人
昭和51.04	・使用料改定（第1次改定）		
昭和55.07	・使用料改定（第2次改定）　・終末処理場（浄化センター）の供用を開始する		
昭和58.03	・第5次下水道事業変更認可	660.00 ha	40,500 人
昭和58.06	・使用料改定（第3次改定）		
昭和61.11	・第6次下水道事業変更認可	660.00 ha	42,500 人
昭和63.01	・第7次下水道事業変更認可	660.00 ha	42,500 人
昭和63.09	・原市場特定環境保全公共下水道事業が認可される		
平成02.12	・使用料改定（第4次改定）		
平成03.03	・第8次下水道事業変更認可	738.00 ha	42,500 人
平成04.04	・原市場特定環境保全公共下水道の供用を開始する		
平成05.02	・第9次下水道事業変更認可	775.00 ha	42,500 人
平成05.07	・第10次下水道事業変更認可	775.00 ha	42,500 人
平成06.04	・東橋汚水中継ポンプ場、大沢橋汚水中継ポンプ場の供用を開始する		
平成08.03	・第11次下水道事業変更認可	1,166.00 ha	63,000 人
平成08.04	・使用料の消費税率3%転嫁		
平成10.04	・使用料の消費税率5%転嫁		
平成11.04	・使用料改定（第5次改定）		
平成12.07	・第12次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	71,500 人
平成16.03	・終末処理場（旧施設）を廃止する		
平成17.04	・使用料改定（第6次改定）		
平成18.03	・第13次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	63,400 人
平成18.10	・第14次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	62,200 人
平成20.03	・第15次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	62,200 人
平成22.03	・第16次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	51,480 人
平成23.03	・第17次下水道事業変更認可	1,282.00 ha	51,480 人
平成23.04	・使用料改定（第7次改定）		
平成25.01	・岩沢汚水中継ポンプ場の供用を開始する		
平成26.03	・第18次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	51,230 人
平成26.04	・使用料の消費税及び地方消費税率8%転嫁		
平成26.10	・使用料改定（第8次改定）		
平成27.10	・大規模太陽光発電事業を開始する		
平成30.02	・第19次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	49,970 人
平成30.02	・阿須汚水中継ポンプ場の供用を開始する		
平成31.04	・地方公営企業法を全部適用		
令和元.10	・使用料の消費税及び地方消費税率10%転嫁		
令和02.03	・第20次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	49,970 人
令和06.03	・第21次下水道事業変更認可	1,293.00 ha	53,100 人
令和07.10	・使用料改定（第9次改定）		

2-2　事業計画区域

本市の下水道事業は、公共下水道事業（飯能処理区）と特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）の２つの事業計画区域で構成されています。

現在、公共下水道事業（飯能処理区）では、主に土地区画整理事業地内を対象に汚水管きょの整備を進めています。一方、特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）については、管きょ整備が既に完了しています。

◆事業計画区域　　（令和６年度末現在）



2-3　事業計画及び施設概要

（１）公共下水道事業（飯能処理区）

公共下水道事業は、昭和 28 年に事業認可を受けて開始して以来、これまでに 21 回にわたり計画の変更を重ねてきました。令和６年度末までに汚水処理区域面積は 1,064 ha、雨水排水区域面積は 612 haを整備し、汚水に関する計画面積の整備率（進捗率）は 82.3%となっています。

征矢町にある終末処理場は、昭和 41 年に供用を開始しましたが、市街地の開発による人口増加や生活水準の向上に伴う汚水処理量の増加に対応するため、昭和 51 年に増設に着手し、昭和 55 年に飯能市浄化センターとして新たに供用を開始しました。処理区域内における管きょの総延長は約 292 kmに及び、管路の勾配やポンプ場を併用して下水を浄化センターへ流下させる方式を採用しています。処理区域内には汚水中継ポンプ場を４か所、マンホールポンプ場を 43 か所設置しています。下水の処理方式は原則として雨水と汚水を別に処理する分流式を採用していますが、一部の区域では雨水と汚水を併せて処理する合流式を採用しています。

◆公共下水道（飯能処理区）の事業計画と整備状況

（令和 6 年度末現在）

項目		事業計画	現況	現況/事業
汚水処理区域面積		1,293 ha	1,064 ha	82.3 %
	合流	372 ha	356 ha	95.7 %
	分流	921 ha	708 ha	76.9 %
雨水排水区域面積		1,156 ha	612 ha	52.9 %
	合流	372 ha	356 ha	95.7 %
	分流	784 ha	256 ha	32.7 %
下水道計画人口		53,100 人	56,390 人	106.2 %
管きょ	汚水管延長（幹線）	30,190 m	29,427 m	97.5 %
	雨水管延長（幹線）	10,960 m	2,880 m	26.3 %
汚水中継ポンプ場		4 か所	4 か所	100.0 %
処理場		1 か所	1 か所	100.0 %

◆飯能市浄化センターの概要

（令和 6 年度末現在）

施設名	所在地	放流水域	供用開始年月	処理区域内人口密度	処理区数
飯能市浄化センター	飯能市征矢町31-17	成木川	昭和41年4月	53.0人/ha	1

敷地面積（㎡）	処理面積（ha）	処理人口（人）	処理能力（㎥/日）	排除方式	処理方式
47,605	1,064	56,390	33,800	分流・合流	標準活性汚泥法



飯能市浄化センター

◆汚水中継ポンプ場の概要　　（令和 6 年度末現在）

名称	阿須汚水中継ポンプ場	東橋汚水中継ポンプ場	大沢橋汚水中継ポンプ場	岩沢汚水中継ポンプ場
位置	飯能市大字阿須	飯能市大字小岩井	飯能市大字大河原	飯能市大字岩沢
敷地面積	1,500m^2	190m^2	160m^2	520m^2
計画汚水量	10.2m^3/分 時間最大	0.8m^3/分 時間最大	0.9m^3/分 時間最大	6.4m^3/分 時間最大
ポンプ台数	4台	2台	2台	4台
供用開始	平成30年2月	平成6年4月	平成6年4月	平成25年1月



阿須汚水中継ポンプ場



東橋汚水中継ポンプ場



大沢橋汚水中継ポンプ場



岩沢汚水中継ポンプ場

（２）特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）

特定環境保全公共下水道事業は、昭和 63 年に事業認可を受け、平成 4 年 4 月に供用を開始しました。これまでに汚水処理区域面積 27ha の整備を完了しており、管きょの総延長は約 6 ㎞に達しています。処理区域内にはマンホールポンプ場を 5 か所設置しており、下水の処理方式は雨水と汚水を別に処理する分流式を採用しています。

本市では、入間川上流に位置する原市場・名栗地区を清流保全区域として位置付け、清流保全実施計画に基づき対策を進めています。合併処理浄化槽と特定環境保全公共下水道を併用することで、生活環境の向上と水質・自然環境の保全を一体的に推進しています。

◆特定環境保全公共下水道（原市場処理区）の事業計画と整備状況　（令和 6 年度末現在）

項目		事業計画	現況	現況/事業
汚水処理区域面積		27 ha	27 ha	100.0 %
	合流	0 ha	0 ha	- %
	分流	27 ha	27 ha	100.0 %
処理人口		770 人	681 人	88.4 %
汚水管延長（幹線）		130 m	130 m	100.0 %
汚水中継ポンプ場		0 か所	0 か所	- %
処理場		1 か所	1 か所	100.0 %

◆原市場浄化センターの概要　（令和 6 年度末現在）

施設名	所在地	放流水域	供用開始年月	処理区域内人口密度	処理区数
原市場浄化センター	飯能市大字原市場567-3	妻沢川	平成4年4月	25.2人/ha	1

敷地面積（㎡）	処理面積（ha）	処理人口（人）	処理能力（㎥/日）	排除方式	処理方式
880	27	681	372	分流	回分式活性汚泥法



原市場浄化センター

第３章　下水道事業の現状と課題

３－１　業務量の推移

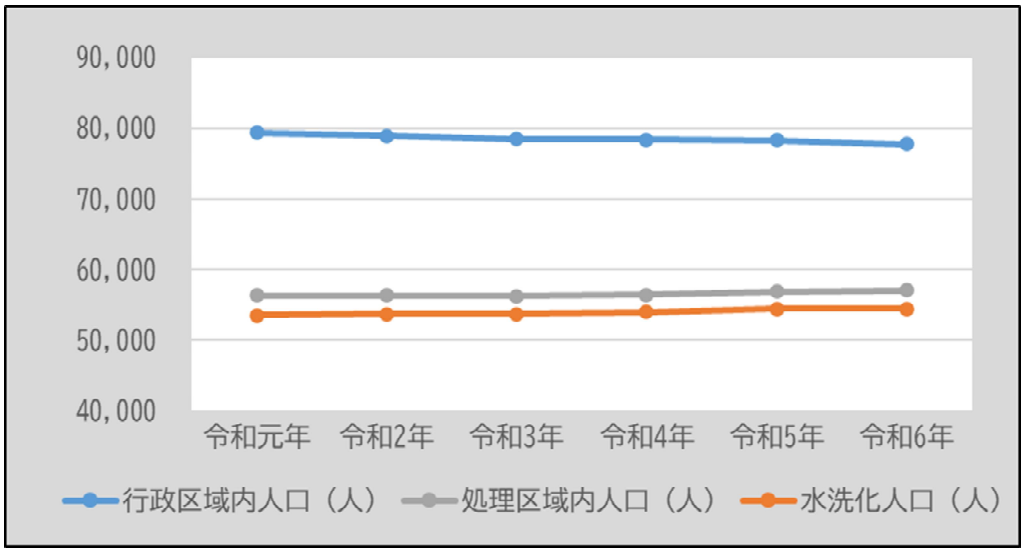
公営企業会計へ移行した令和元年以降の業務量の推移を見ると、行政区域内人口は減少傾向にある一方で、未整備地域における管きょ整備が進んだことにより排水処理区域の面積が拡大しており、普及率は年々上昇しています。また、水洗化人口も増加しており、下水道使用料の徴収の対象となる年間有収水量は、令和２年度にピークを迎えた後は横ばいで推移しています。

◆業務量の推移

指　標	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和元年と令和6年の比較
行政区域内人口（人）	79,343	78,905	78,496	78,343	78,278	77,730	▼
処理区域内人口（人）	56,344	56,309	56,255	56,462	56,881	57,071	▲
普及率（%）	71.0	71.4	71.7	72.1	72.7	73.4	▲
水洗化人口（人）	53,561	53,755	53,756	53,991	54,460	54,454	▲
処理区域面積（ha）	1,072	1,075	1,081	1,084	1,088	1,091	▲
年間処理量（㎥）	9,726,083	9,318,054	8,874,742	8,645,383	7,715,444	8,471,796	▼
汚水処理量（㎥）	7,198,212	7,491,818	6,924,157	7,615,628	7,111,839	7,970,106	▲
雨水処理量（㎥）	2,527,871	1,826,236	1,950,585	1,029,755	603,605	501,690	▼
年間有収水量（㎥）	5,983,287	6,148,173	6,087,837	6,006,651	5,945,728	5,994,216	▲
有収率（%）	83.1	82.1	87.9	78.9	83.6	75.2	▼

飯能市公共下水道事業の現況より

◆行政区域内人口、処理区域内人口、水洗化人口の推移



3－2　下水道使用料の状況

下水道使用料は、下水道を利用して得られる受益に対して、その管理・運営に要する経費を使用者から徴収するための料金です。現行の下水道使用料は、令和７年 10 月１日から改定されています。公営企業会計への移行後における使用料収入の推移を見ると、公共下水道区域内では、大河原工業団地への企業立地や宅地開発の影響により令和２年度にピークを迎えた後、水需要の減少などを背景に減少傾向にあります。一方、特定環境保全公共下水道区域内では、人口減少に伴い使用料収入が減少する傾向が続いています。

◆現行の下水道使用料体系　（単位　円・税抜）

1か月あたりの下水道使用料		
区分	汚水排除量（使用水量）	料金
基本料金	10㎥まで	1,416
超過料金（1㎥につき）	10㎥を超え　30㎥まで	160
	30㎥を超え　100㎥まで	198
	100㎥を超え　500㎥まで	234
	500㎥を超える分	272

飯能市下水道条例より

◆下水道使用料収入の推移　（単位　円・税込）

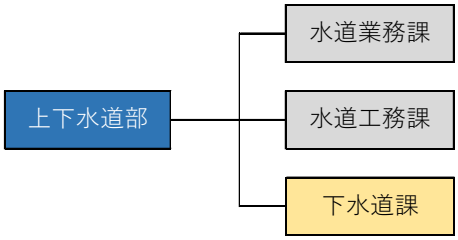
年度	公共下水（飯能処理区）	特環下水（原市場処理区）	計	摘　要
令和元年	948,204,670	11,531,002	959,735,672	※消費税率10%（10月）
令和2年	975,517,154	11,574,409	987,091,563	
令和3年	967,439,021	11,541,251	978,980,272	
令和4年	957,089,876	11,492,120	968,581,996	
令和5年	950,111,998	11,065,238	961,177,236	
令和6年	961,306,455	10,800,304	972,106,759	

飯能市下水道事業決算より

3－3　組織図

令和６年度の本市下水道事業の職員数は 15 人であり、組織は以下のとおりです。

◆組織図



・下水道事業の予算・決算・出納事務
・下水道工事の設計・施工・監督
・終末処理場の施設管理　など

3-4　経営比較分析表による現状分析

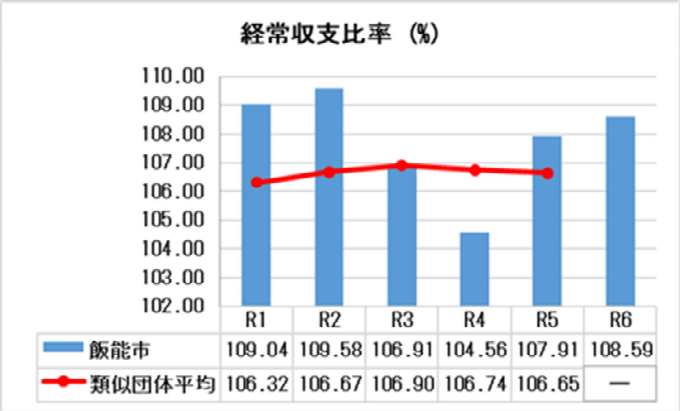
経営比較分析表は、総務省が推進する「見える化」の一環として策定・公表されるもので、経営指標の経年比較や他団体（類似団体平均）との比較を通じて、現状や課題を的確に把握し、経営状況をわかりやすく説明することを目的としています。本市の下水道事業においては、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業が該当します。

本計画では、経営比較分析表に示される指標のうち、経常収支比率、経費回収率、汚水処理原価及び管きょ老朽化率について、それぞれ現状を分析します。

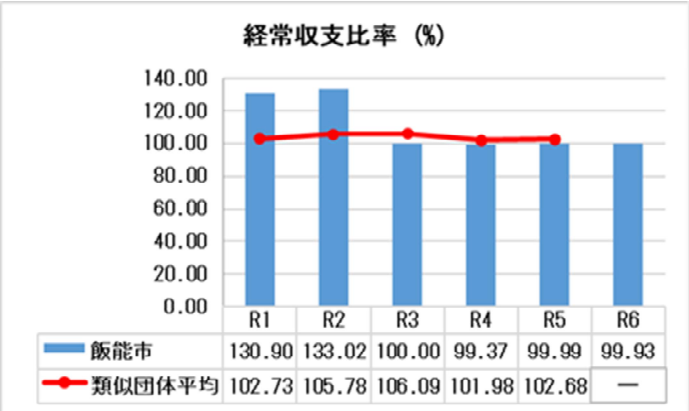
なお、各項目における類似団体とは、処理区域内人口及び処理区域内人口密度により区分された団体を指します。本市の公共下水道事業は、「処理区域内人口 3 万人以上、処理区域内人口密度 50 人/ha 以上、供用開始後年数 30 年以上」の区分に属しており（令和 5 年度は 66 団体）、特定環境保全公共下水道事業は、「供用開始後年数 30 年以上」の区分に属します（令和 5 年度は 191 団体）。

◆経常収支比率

【公共下水道事業】



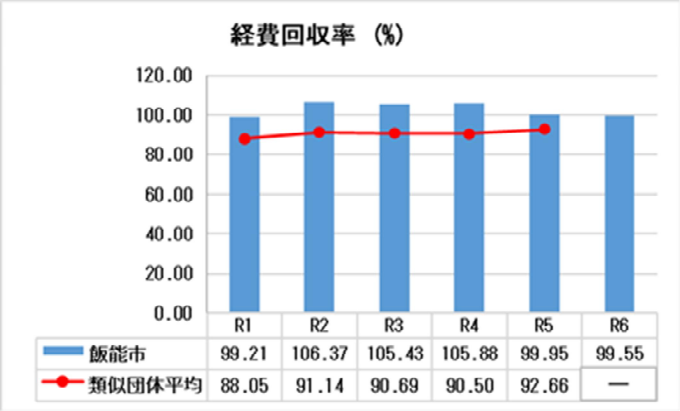
【特定環境保全公共下水道事業】



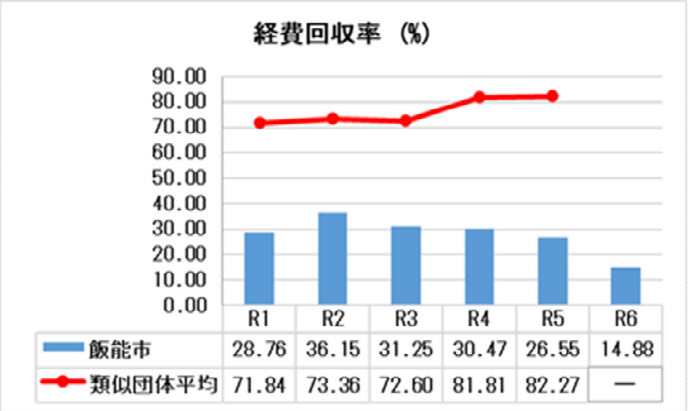
指標の解説	下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の収入で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標です。この指標は、単年度の収支が黒字であることを示すために 100%以上であることが必要です。100%未満であれば単年度収支は赤字を意味し、経営改善に向けた具体的取組（支出の見直しや収入拡大等）が必要です。
算定式	経常収益 ÷ 経常費用 × 100
現状分析	本市の公共下水道事業は類似団体平均をやや上回っており、100%を超えています。ただし、一般会計からの繰入金がない場合には、100%を下回る見込みです。一方、特定環境保全公共下水道事業は類似団体平均をやや下回っており、現時点では事業に必要な経費を収入のみで賄えていません。

◆経費回収率

【公共下水道事業】



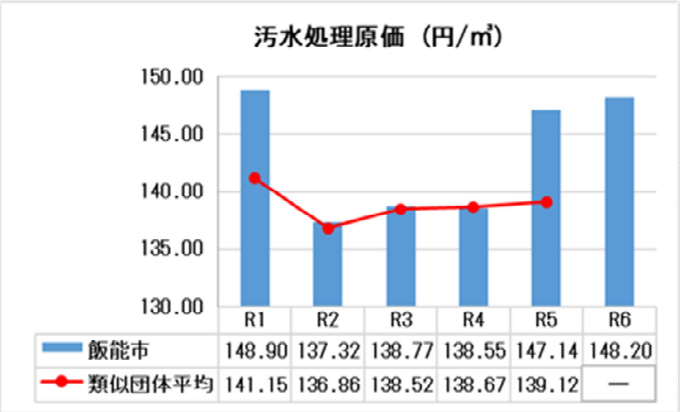
【特定環境保全公共下水道事業】



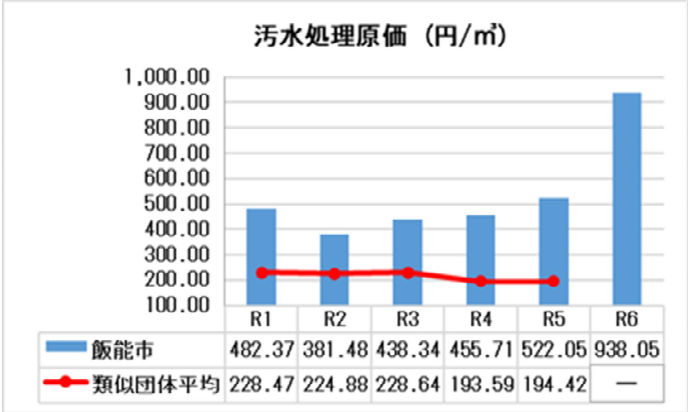
指標の解説	汚水処理に係る経費（公費負担分を除く）を、下水道使用料でどの程度賄えているかを表す指標で、基準は100%以上です。これを下回る場合は、下水道使用料だけでは当該経費を全て賄えていないことを意味します。したがって、適正な下水道使用料収入の確保と、汚水処理費の削減に向けた取組が求められます。
算定式	下水道使用料 ÷ 汚水処理費（公費負担分を除く） × 100
現状分析	公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業のいずれも100%に達しておらず、下水道使用料だけでは汚水処理費を全て賄えていません。

◆汚水処理原価

【公共下水道事業】



【特定環境保全公共下水道事業】

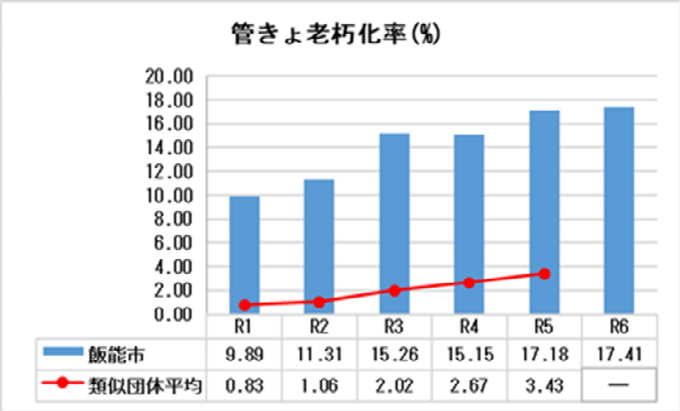


指標の解説	有収水量※1 ㎥当たりの汚水処理に要した費用を指す指標で、汚水の資本費及び維持管理費の双方を含めた汚水処理に係る総コストを示します。経年比較や類似団体との比較を行うことで、自団体の現状を把握し、汚水処理が効率的に実施されているかどうか分析を行う必要があります。
算定式	汚水処理費（公費負担分を除く） ÷ 年間有収水量
現状分析	公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業のいずれも類似団体平均を上回っており、汚水処理に係るコストは高くなっています。

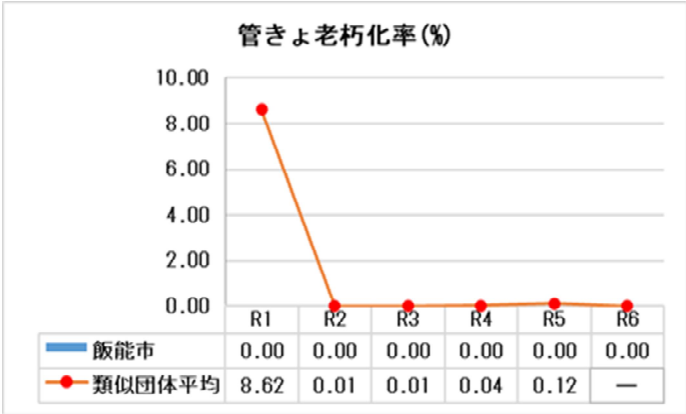
※有収水量…浄化センターで処理される汚水のうち使用料として収入の対象となる水量

◆管きょ老朽化率

【公共下水道事業】



【特定環境保全公共下水道事業】



指標の解説	法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合を表す指標で、管きょの老朽化の程度を示します。経年比較や類似団体との比較を通じて自団体の状況を把握・分析し、その数値が妥当かどうかを対外的に説明できることが求められます。 一般に、この指標の値が高いほど法定耐用年数を経過した管きょの割合が大きく、改築や更新の必要性が高いことが示唆されます。
算定式	法定耐用年数を経過した管きょ延長 ÷ 下水道布設延長 × 100
現状分析	公共下水道事業は法定耐用年数を経過した管きょが多く、類似団体の平均を大きく上回っています。一方、特定環境保全公共下水道事業は今後、法定耐用年数を迎える設備が増える見込みであり、将来的に改築・更新の時期を迎える管きょが増加することが予想されます。

3-5　今後の課題等

（1）人口減少社会の到来に伴う下水道使用料収入の減少

管きょ整備が進んだことにより水洗化人口は増加し、それに伴って使用料収入も伸びてきました。しかし、近年は節水技術の進展等を背景に使用料収入が減少傾向にあります。

今後は人口減少の進行により使用料収入がさらに落ち込むことが見込まれます。したがって、事業の効率化やコスト管理の徹底、料金体系の見直しなどを通じて経営の健全化に努めるとともに、適正な受益者負担に基づく財源確保を含め、経営基盤の強化を図る必要があります。

（2）施設の老朽化と更新費用の増加

本市の下水道事業は事業認可から 70 年以上が経過しており、標準耐用年数(50 年)を超えた管きょが多数あります。今後さらに標準耐用年数を超える管きょが増加すると見込まれ、老朽化に起因する陥没事故や不明水の増加による有収水量の減少が懸念されます。

また、飯能市浄化センターは供用開始から 40 年以上、原市場浄化センターは供用開始から 30 年以上が経過しており、電気設備や機械設備を中心に標準耐用年数を超過する主要機器が増加しています。そのため、故障により日常の汚水処理に支障をきたす可能性が高まっています。

老朽化した施設の更新には多額の費用が必要となるため、安定的に事業を運営しつつ、計画的に更新を進めることが重要です。更新にあたっては人口減少による使用水量の減少を踏まえ、施設規模の縮小や処理方式の見直し等、汚水処理方法の最適化を検討する必要があります。

（3）災害への対応

近年は、大規模地震によって下水道施設が甚大な被害を受ける事例が増えており、下水道施設の耐震化の重要性が改めて認識されています。埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）によれば、本市では「立川断層帯地震」により最大震度 6 強と想定されており、速やかな耐震化が求められています。

また、近年は、気候変動に起因する集中豪雨等による浸水被害が多発していることから、浸水対策の重要性が高まっています。

これらの自然災害により下水処理や排水機能が低下した場合、公共用水域の水質悪化や下水道が使用できなくなるなど、住民の生命・生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼします。したがって、有事においても最低限の機能を確保できるよう、計画的に対策を講じる必要があります。

第４章　基本方針及び主要施策

４－１　基本方針

「生活環境の改善」、「浸水の防除」、「公共用水域の保全」という下水道事業の果たすべき役割を踏まえた事業の推進と、地方公営企業としての経済性を発揮した効率的かつ計画的な財政組織マネジメントにより、将来にわたって持続可能な経営基盤の構築に取り組みます。

『 下水道事業の果たすべき役割を踏まえた事業の推進 』と『 効率的かつ計画的な財政組織マネジメント 』により、将来にわたり持続可能な経営基盤を構築する。

４－２　基本施策

（１）下水道普及率の向上

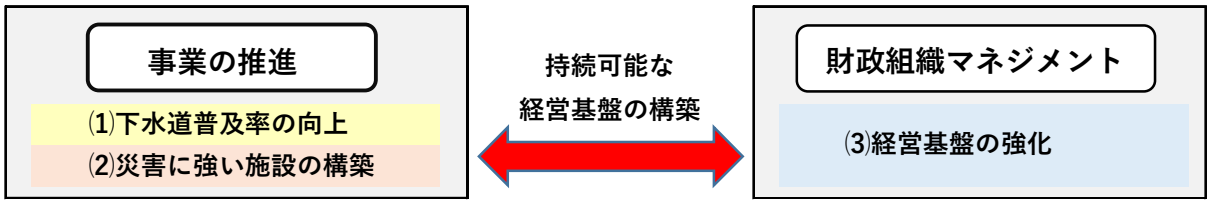
生活環境の改善と都市の健全な発達を図るため、土地区画整理事業地内などの下水道未整備地区への管きょ整備を効果的に進めていきます。

（２）災害に強い施設の構築

施設の耐震化や雨水管の整備などの自然災害対策を推進するとともに、老朽化した施設を計画的に更新し、災害に強い下水道施設の構築を目指します。

（３）経営基盤の強化

業務の見直しや効率化による経費節減に努めるとともに、中長期的な視点に立った財政組織マネジメントにより、経営基盤の強化に取り組みます。

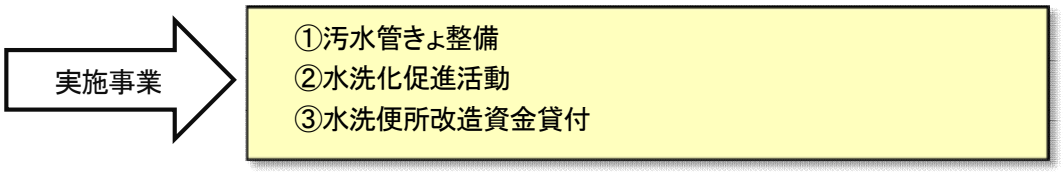


4-3　主要な事業

（1）下水道普及率の向上

土地区画整理事業に併せて汚水管きょの整備を進め、未整備地区への管きょ整備を効果的に実施します。

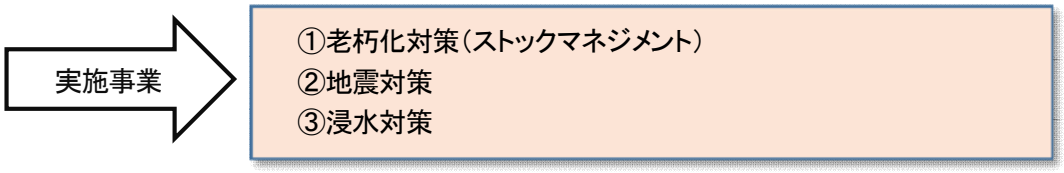
また、整備済区域の未接続世帯に対しては、下水道への接続を促す水洗化促進活動を行うとともに、無利子の飯能市水洗便所改造資金貸付制度の周知を図り、浄化槽から下水道への切替による公衆衛生の向上と水洗化人口の増加を目指します。



（2）災害に強い施設の構築

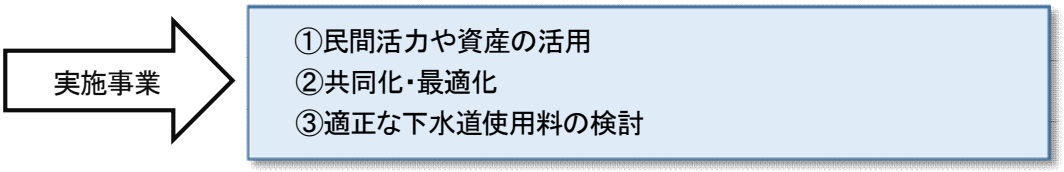
大規模地震や集中豪雨等の自然災害に備え、防災・減災を組み合わせた総合的な対策を講じていきます。

また、老朽化した施設の更新に当たっては、ストックマネジメント計画に基づき、事業費の平準化、設備の長寿命化、最適化、効率化等の検討を行い、更新費用や維持管理コストの低減に努めながら計画的に事業を推進していきます。



（3）経営基盤の強化

地方公営企業は、企業としての経済性を十分発揮し、独立採算による事業経営が強く求められています。支出面では、民間の活力や保有資産を活用しつつ、共同化や最適化を積極的に進めます。収入面では、独立採算制の原則に基づき、財務状況を適切に把握・分析した上で定期的に将来予測を行い、その結果を踏まえて下水道使用料の適正性について慎重に検討します。



4-4　目標値の設定

計画期間においては、下水道事業における代表的な指標として、3つの目標値を定めて事業の進捗管理を行っていきます。

①下水道普及率

行政区域内人口に対し、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示す割合で、下水道の整備状況を表す代表的な指標です。限られた財源の中で未整備区域への管きょ整備を効果的に進め、達成可能な普及率である75.0%以上に設定します。

（単位 %）

指　標　①	現況		目　標　値
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
下水道普及率	71.0	73.4	75.0以上

$$\text{下水道普及率} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

飯能市下水道事業決算書(令和元年度、令和6年度)

②経常収支比率

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収入によって、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを示す指標です。単年度の収支が黒字であることを示すためには、経常収支比率が100%以上であることが必要です。今後は、使用料改定による効果も踏まえ、経常収支比率を100%以上に維持することを目標とします。

（単位 %）

指　標　②	現況		目　標　値
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
経常収支比率	109.6	108.2	100以上

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

飯能市下水道事業決算書(令和元年度、令和6年度)

③経費回収率

汚水処理に係る経費（公費負担分を除く）を下水道使用料でどの程度賄えているかを示す指標です。財政的に自立するためには100%以上であることが必要とされています。今後は、使用料改定の効果を踏まえ、必要に応じた見直しを行いながら、経費回収率を引き続き100%以上で維持することを目標とします。

（単位 %）

指　標　③	現況		目　標　値
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
経費回収率	96.4	92.4	100以上

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

飯能市下水道事業決算書(令和元年度、令和6年度)

第５章　投資の考え方

５−１　投資の最適化

下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、将来にわたり持続可能な下水道事業経営が実現できるよう、「新規投資」、「更新投資」、「維持管理投資」の３つの側面から投資の最適化を進めていきます。

○新規投資については、限られた財源の中で市の基本施策である「快適な暮らしを支える生活環境の整備」を推進するため、引き続き関係部署と連携し、土地区画整理事業地内などの下水道未整備地区への管きょ整備を効果的に進めていきます。

○更新投資については、ストックマネジメントの手法により投資の優先付けを行い、ライフサイクルコストの低減と平準化に取り組みます。また、長寿命化を図るための更新手法の検討により更新費用の削減に努めていきます。

○維持管理投資については、行政の役割と責任を踏まえ、民間の技術力等の活用による事業の効率化を図っていきます。また、より効率的・効果的に事業を運営するため、引き続きＰＰＰやＰＦＩなどの事業手法について調査・研究を進めていきます。

５−２　ストックマネジメントの推進

ストックマネジメントは、下水道施設全体の将来的な老朽化を長期的な視点で把握し、リスク評価や劣化診断に基づいて優先順位を定めた上で、点検・調査、修繕・改築を計画的に実施し、施設全体の管理を最適化することを目的としています。

本市では平成 30 年度に第１期、令和５年度に第２期のストックマネジメント計画実施方針（管路施設及び処理場・ポンプ場施設）を策定しました。各施設の調査結果に基づき設定した目標耐用年数を用いた最適な改築シミュレーションでは、標準耐用年数で更新した場合と比べて大幅なコスト削減が見込まれる結果となっています。

計画の実施にあたっては、日常の汚水処理に支障が生じないよう、飯能市浄化センターの改築を優先的に進めます。あわせて、管路施設も緊急度が高い箇所から順次対応していく方針です。

◆下水道施設の改築シミュレーション

（単位　百万円･税込）

項　目	施　設	改築事業費	
		50年あたり	1年あたり
(1) 標準耐用年数で更新した場合	管路施設	105,988	2,120
	処理場・ポンプ場施設	45,577	912
	計	151,565	3,032
(2) 最適な改築シミュレーション	管路施設	41,707	834
	処理場・ポンプ場施設	23,380	468
	計	65,087	1,302
コスト縮減額　(1)−(2)	管路施設	64,281	1,286
	処理場・ポンプ場施設	22,197	444
	計	86,478	1,730

【参考】最適な改築シミュレーションについては、以下の内容をもとに算出しています。

（単位　年）

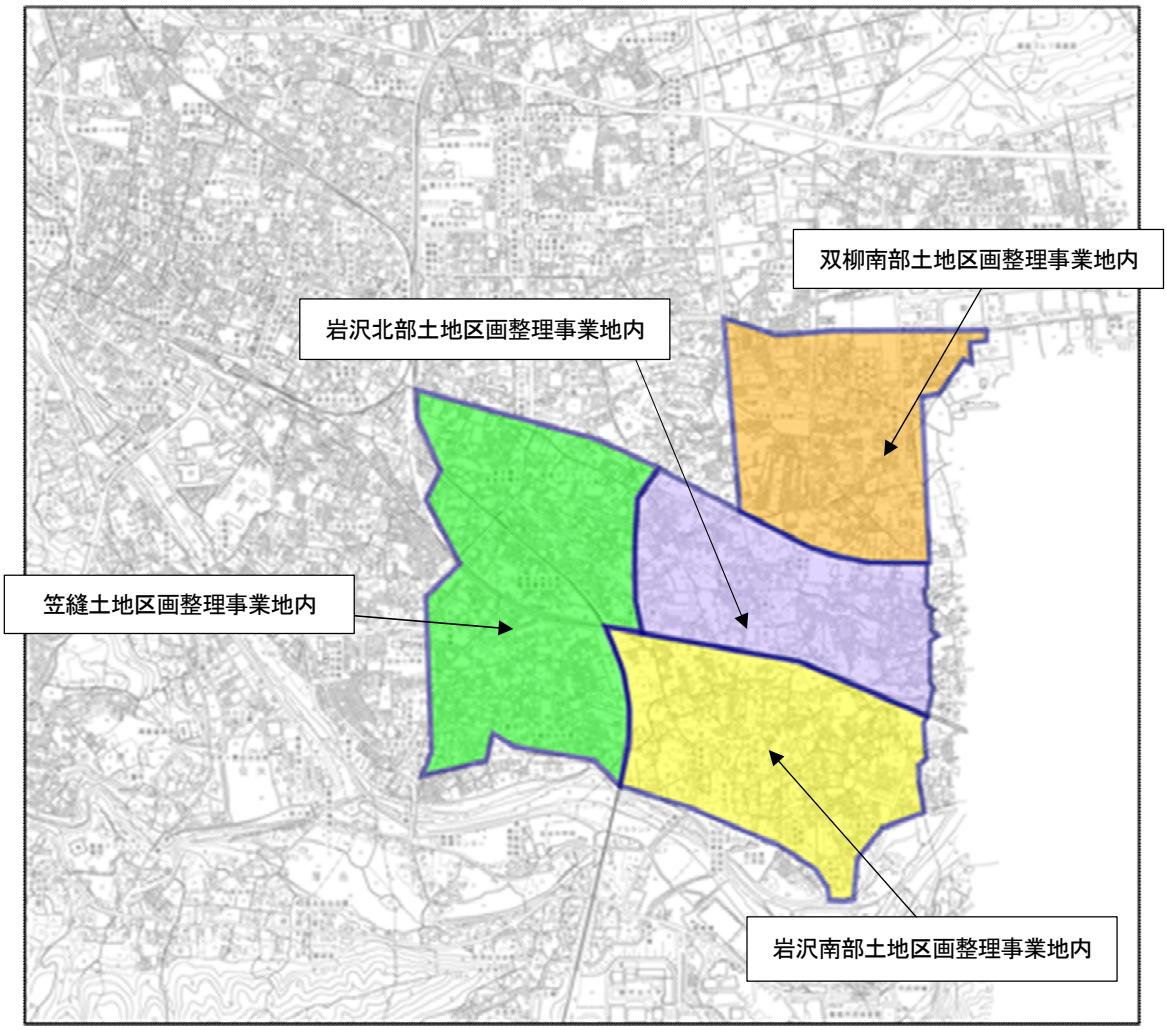
区分	分類	標準耐用年数	目標耐用年数
管路施設	管きょ	50	75
機械設備	沈砂池設備	15	22～43
	ポンプ設備	10～20	13～35
	汚水調整池	15	22
	水処理設備	10～20	30～39
	高度処理設備	15	26
	汚泥処理設備	8～15	20～39
	付帯設備	10	15～37
電気設備	電気計装設備	7～20	11～40
土木	管理棟	18～50	38～75
	ポンプ場施設	10～50	33～75
	水処理設備施設	10～50	33～75
	汚泥処理施設	10～50	31～75
建築	管理棟	10～50	25～75
建築機械	管理棟	8～15	20～40
建築電気	管理棟	8～25	25～40

５−３　主な建設改良事業

（１）未普及対策事業（汚水管きょ整備事業）

土地区画整理事業地内を中心に管きょ整備を行ったことで、排水処理区域の面積は着実に増加しています。

計画期間においては、財政状況に応じた規模で整備を進める方針とし、関係部署と緊密に連携して、土地区画整理事業地内を優先的に効果的な管きょ整備を推進していきます。



（２）老朽化対策事業

県内で発生した下水道管の老朽化が要因とされる大規模な道路陥没事故を契機に、下水道管の老朽化対策の重要性が改めて認識されています。本市でも、市街地を中心に下水道管の多くが標準耐用年数を超過しており、早急な対策が喫緊の課題となっています。

また、飯能市浄化センターでは、電気設備や機械設備を中心に標準耐用年数を超過する主要機器が増えており、故障等により日々の汚水処理に支障が生じるおそれがあります。

計画期間においては、老朽化した施設を着実に更新していくため、ストックマネジメント計画に基づく調査結果を踏まえ、可能な限り長寿命化を図ります。更新に当たっては耐震工事と連動して実施するなど、更新費用や維持管理コストの低減に努めます。

（３）地震対策事業（耐震化事業）

本市は地震対策の一環として、平成 28 年度に飯能市下水道総合地震対策計画を策定し、令和 4 年度に見直しを行いました。これにより、重要管路や飯能市浄化センターの主要施設の耐震化を順次進めています。さらに、令和 6 年 1 月の能登半島地震で上下水道施設が甚大な被害を生じたことを受け、上下水道を一体的に強化することを目的とした飯能市上下水道耐震化計画を令和 6 年度に策定しました。

飯能市上下水道耐震化計画期間においては、緊急に実施すべきと位置付けた施設の耐震化を実施し、災害時における簡易処理機能や揚水機能の確保、そして重要拠点から飯能市浄化センターまでの管路における流下機能の維持を目標に計画を推進していきます。

また、ストックマネジメントと連動した段階的な調査を実施し、調査結果に基づいて優先度の高い対策を効果的に講じていきます。

（４）浸水対策事業

近年は気候変動に伴う集中豪雨等により浸水被害が全国で相次いでおり、浸水対策の強化が喫緊の課題となっています。

本市でも集中豪雨が頻発しており、下水や排水施設の処理能力を超えて道路等が浸水する危険性が高まっています。このため、公共下水道事業計画区域において想定最大規模降雨を想定した内水浸水想定区域図を作成し、内水リスク情報を住民に的確に周知します。さらに、浸水被害が想定される地域については、関係機関と連携し被害の軽減に努めていきます。

５−４　その他

（１）特定環境保全公共下水道の投資等に関する考え方

特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）は供用開始から 30 年以上が経過し、原市場浄化センターを中心に施設の老朽化が進んでいます。

処理場やマンホールポンプ場の維持管理業務は、公共下水道事業（飯能処理区）と連携して実施しており、今後も水質検査や施設の運転管理などの委託業務を公共下水道と一体で実施することで、業務の効率化と経費節減に取り組んでいきます。

原市場浄化センターは電気設備や機械設備を中心に老朽化が進んでいるため、継続的な保守点検と必要な修繕を実施し、水処理に支障が生じないよう適正な機能維持に努めます。また、将来の人口減少を踏まえ、運転方法や処理効率の見直し等を行い、汚水処理の最適化を検討します。

（２）公共下水道とし尿処理施設の統廃合・共同化の検討

公共下水道の処理区域外におけるし尿や浄化槽汚泥は、征矢町にある飯能市環境センター（し尿処理施設）で処理しています。

浄化センターと環境センターの共同化については、関係部局と引き続き連携し、安定的な運営、財政健全化、費用対効果の観点から検討を進めます。併せて、埼玉県の生活排水処理施設整備構想における下水汚泥の共同処理についても検討を行います。

（３）民間活力の活用等

施設の維持管理業務については、行政の役割と責任を踏まえつつ、業務委託の活用範囲や具体的手法等の見直しを行うことにより、業務の効率化に継続して取り組みます。また、より効率的かつ効果的に事業を運営するために、ＰＰＰやＰＦＩなどの事業手法について調査・研究を進めます。

（４）内部組織体制の整備

アウトソーシングの推進は、民間の技術やノウハウを活用することで、住民サービスの向上やコスト削減が期待される一方で、専門性を有した職員の確保や技術継承に課題が生じる可能性があります。

計画期間においては、ＤＸやＩＣＴを活用した業務効率化を進めるとともに、業務量に応じた適正な人員配置を行います。さらに、将来を見据えた人材育成を推進し、持続可能な組織体制の整備に取り組んでいきます。

第６章　財源の考え方

６－１　財源に関する視点

下水道事業の経費負担は、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づいており、汚水処理に要する経費については事業収入で賄い、事業の自立性を確保するために独立採算制での運営が求められます。一方で、雨水処理に要する経費や公共用水域の水質保全に高い効果が見込まれる経費の一部については、公的な便益が認められることから公費負担が基本的な考え方とされています。

現状では自己資金（内部留保資金）が不足しているため、本来は下水道使用料等の事業収入で賄うべき経費の一部を一般会計からの繰入金に依存している状況です。今後は自立した事業経営の実現に向け、業務の抜本的な見直しや経費削減を進めるとともに、受益者負担の原則に基づく使用料の定期的な検証・見直し、補助制度の効果的な活用、適正な企業債の借入等を組み合わせ、中長期的な視点で安定的な財源確保に取り組んでいきます。

６－２　主な財源の確保

（１）下水道使用料

生活様式の変化や節水機器の普及により、下水道使用料収入は年々減少しています。今後も使用水量の減少が続くことが見込まれるため、収入の不足分を補う必要があります。

本市では令和７年 10 月に下水道使用料を改定しましたが、今後も３年ごとに施設の更新需要や財務状況、使用水量の動向などを検証し、必要に応じて使用料水準の見直しを行います。

（２）受益者負担金及び分担金

受益者負担金は都市計画法に基づき、公共下水道の排水区域内の土地の所有者等に賦課するもので、下水道使用者の負担の公平性を保つことを目的としています。一方、受益者分担金は条例に基づき、特定環境保全公共下水道の排水区域内の土地の所有者等に対して賦課する分担金です。

公共下水道の未整備地区への管きょ整備等により新たな受益が生じる場合には、適正に負担金を賦課徴収して建設改良事業の財源確保につなげます。

（３）国庫補助金

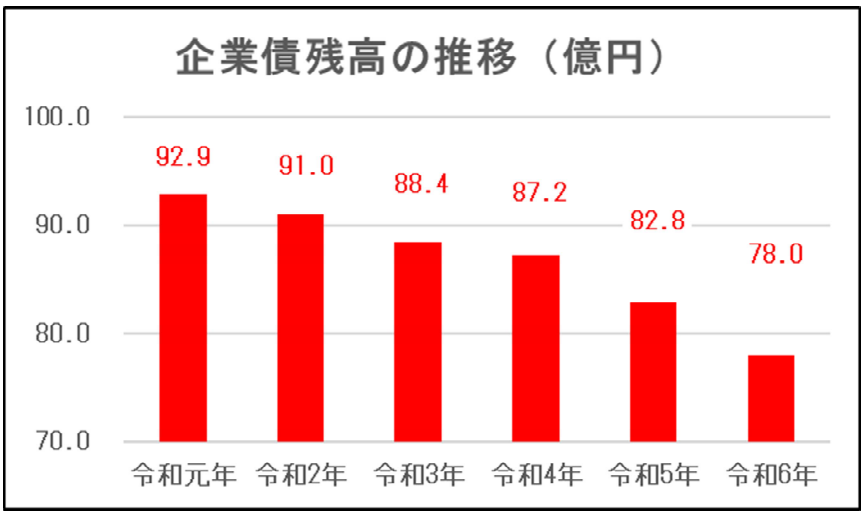
下水道施設の整備や改築には多額の費用が必要であることから、建設改良事業の財源として社会資本整備総合交付金など国の補助制度を積極的に活用しています。

計画期間においては、国の施策や予算動向を注視しつつ、確実な財源確保に努めます。

（４）企業債

企業債を財源とする事業が減少したため、過去６年間の企業債借入残高は減少傾向にあり、令和６年度末の企業債借入残高は約 78 億円です。しかし、今後はストックマネジメント計画に基づき老朽化対策を実施する必要があり、多額の費用が見込まれるため、借入残高は再び増加する可能性があります。

企業債は将来にわたる返済義務を伴うため、過剰な借入とならないよう長期的な視点で事業運営を行い、慎重に対応していきます。



（５）一般会計繰入金

本市の下水道事業は令和元年度から地方公営企業に移行しましたが、現時点では自己資金（内部留保資金）が不足しており、一般会計からの繰入金に依存しなければ円滑な事業運営は困難な状況です。

計画期間においては、総務省が毎年度示す繰出金に関する基本的考え方に基づき、適正に繰入金を受け入れていきます。

区　分	繰　入　金　の　内　容
基準内繰入 （負担金）	・雨水処理に要する資本費及び維持管理費 ・水質規制、水洗便所の普及に関する事務に要する経費 ・臨時財政特例債等の元利償還に要する経費 ・地方公営企業法適用債の元利償還に要する経費 ・分流式下水道等に要する経費など
基準外繰入 （補助金）	・地方公営企業移行前に借り入れた企業債の元利償還に要する経費 ・下水道管渠の敷設に要する経費 ・その他、上記以外の繰入金 （赤字補てんや現金収支の不足分として繰り入れるもの）

（６）大規模太陽光発電事業

征矢町にある飯能市浄化センター拡張用地を活用し、附帯事業として大規模太陽光発電事業を実施しています。事業期間は平成 27 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの 20 年間で、維持管理を含めた包括的リース方式により太陽光発電施設を設置し、売電収入を下水道施設の維持管理費に充当しています。

引き続き施設の適正な維持管理に努めるとともに、事業期間が 10 年経過したことを踏まえ、本計画期間に拡張用地の活用方針等を改めて決定します。

（太陽光発電事業収支）　　（単位　千円・税抜）

集計期間	収入 （売電収入）	支出 （施設借料）	差引 （事業収益）
平成27年度～令和6年度	761,779	536,142	225,637



大規模太陽光発電施設

6-3　ロードマップ

（1）ロードマップについて（令和 7 年 1 月 14 日策定）

本ロードマップは、国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和 2 年 7 月 21 日付け国水下企第 34 号）に基づき策定したもので、経費回収率の向上を目標としています。

持続可能な下水道事業とするため、長期的な視点から施設の更新需要、財務状況、使用水量の動向などを 3 年ごとに検証し、必要に応じて改定を行うことで、収支構造の最適化に努めます。

【経費回収率向上に向けたロードマップ】

年度 / 項目	令和									
	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
使用料在り方検討	―		―	―		―	―		―	―
使用料改定		○			○			○		
経営戦略改定		○					○			
経営戦略計画期間	―	―	―	―	―	―	▶	◀	―	―

（2）業績目標について

独立採算制の原則や雨水公費・汚水私費の原則等を踏まえ、経費回収率を 100%以上で安定的に維持することを業績目標とします。併せて、管きょ老朽化率については、20.0%以下で推移させることを業績目標として設定します。

【業績目標】

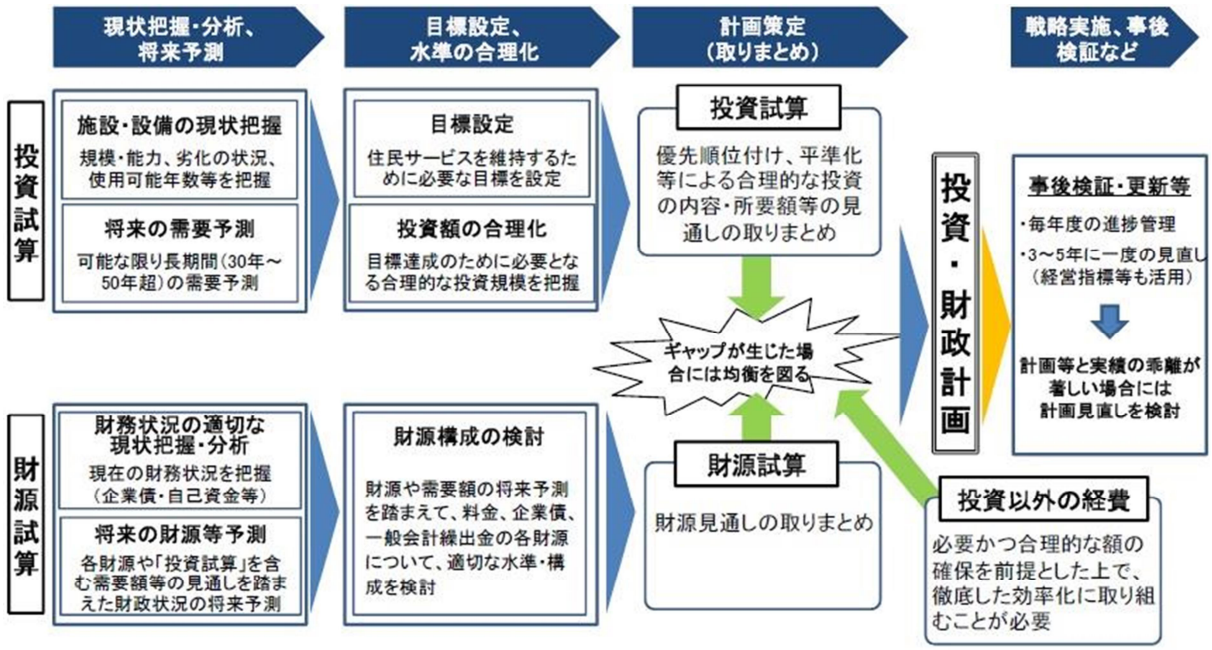
年度 / 項目	令和									
	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
経費回収率	97.0%	98.0%	100%以上							
管きょ老朽化率	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%以下						

第７章　投資・財政計画

７−１　投資・財政計画策定までの流れ

飯能市下水道事業経営戦略プランの中核をなす「投資・財政計画」は、本市の下水道事業を将来にわたって安定的に継続するための収支見通しを示すものです。具体的には、施設・設備の整備や更新に伴う支出を示す「投資試算」とそれを賄うための財源見通しである「財源試算」を突き合わせ、両者が均衡するよう中長期的な視点で実効性のある収支計画を立てます。

◆「投資・財政計画」策定までの流れ（総務省資料）



７−２　事業費の計上に当たっての考え方

公営企業会計の考え方に基づき、本計画は収益的収支（損益取引）と資本的収支（資本取引）の２本立ての予算で作成します。各取引に対応する勘定科目の扱い方や、計画期間中における事業費の計上方法については、以下のとおり整理しています。

収益的収支 （損益取引）	○下水道事業の経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出で、損益計算はこれに基づいて行われます。 ○収益的収入　⑴下水道使用料　⑵雨水処理等に要する経費に対する一般会計繰入金 ⑶長期前受金戻入（非現金収入）　⑷太陽光発電売電収入など ○収益的支出　⑴処理場・ポンプ場等の維持管理やサービスの提供に要する人件費、物件費 ⑵減価償却費（非現金支出）　⑶企業債利息　⑷太陽光発電施設リース料など
資本的収支 （資本取引）	○損益計算には算入せず、その効果が次年度以降に及び、将来の収益に対応する支出とその財源となるものです。 ○資本的収入　⑴企業債　⑵企業債元金償還に対する一般会計繰入金　⑶国庫補助金 ⑷受益者負担金など ○資本的支出　⑴建設改良費　⑵企業債償還金（元金）など

区分		計上に当たっての考え方
収益的収支	収入	・使用料収入は、下水道未整備地区への管きょ整備及び使用料改定により増加すると見込んで計上。
		・長期前受金戻入は、計画期間内において新たに取得する償却資産の財源（国庫補助金等）の増加に伴い、年々増加すると見込んで計上。
		・附帯事業収益（太陽光売電収入）は、年間の日照時間が発電量に大きく影響し、収入の算定が難しいため、発電施設の減耗分を見込んで計上。
	支出	・維持管理費等の経常経費は、経営改善に伴う減少分を社会環境の変化に伴う増加分が上回ると見込むが、支出可能な額で推移するものと計上。
		・減価償却費は、既存施設に係る償却予定額に、計画期間内において新たに取得する償却資産に係る償却見込額を加算し、年々増加すると見込んで計上。
		・企業債利息は、既借入分に係る償還予定額に、計画期間内における新規借入分に係る償還見込額を加算して計上。高利債が徐々に償還満了となるため減少で推移。
		・附帯事業費用（大規模太陽光売電施設事業費用）は、施設の維持管理を含めた包括的リース方式で、長期継続契約であるため同額を計上。
	差引	・収益的収支は、収入においては使用料収入が増加する一方、支出においては維持管理費等の計上経費の増加が見込まれるが、経営改善に伴い計画期間内は黒字で推移するものと計上。
資本的収支	収入	・企業債は、投資の試算に基づき計上した建設改良事業の財源として、各年度の事業規模に応じた適正額を計上。
		・国庫補助金は、投資の試算に基づき計上した建設改良事業の財源として、補助の対象となる事業を精査し、対象事業費の50%を計上。
		・工事負担金（下水道受益者負担金）は、排水処理区域の拡大に伴い新たな発生する受益者負担金がおおむね横ばいで推移すると見込んで計上。
	支出	・建設改良費は、投資の試算に基づく建設改良事業の所要額を計上。事業費の算出に当たっては、可能な限り更新費用の低減化と平準化を図った。
		・企業債償還金は、既借入分に係る予定額に新規借入分に係る見込額を加算して算出。計画期間内においては、新規借入額が償還額を下回るため減少で推移。
	差引	・資本的収支は、収益的収支の損益勘定留保資金（減価償却費等－長期前受金戻入）で補てん可能な範囲内で推移するものと計上。

※企業会計への移行に伴い、令和元年度から公共下水道事業（飯能処理区）と特定環境保全公共下水道事業（原市場処理区）を合わせて決算を調製していることから、「投資・財政計画」についても同様の表記とします。

7-3　投資・財政計画

（1）収益的収入及び支出

区分 ＼ 年度			計画期間			
			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	1,243,000	1,243,000	1,244,000	1,259,000
		(1) 使用料収入	965,000	965,000	966,000	966,000
		(2) その他	278,000	278,000	278,000	293,000
		2．営業外収益	698,000	698,000	721,000	759,000
		(1) 補助金	45,000	45,000	45,000	45,000
		他会計補助金	45,000	45,000	45,000	45,000
		(2) 長期前受金戻入	574,000	574,000	598,000	636,000
		(3) その他	79,000	79,000	78,000	78,000
		3．附帯事業収益	93,000	93,000	92,000	92,000
		(1) 太陽光発電施設売電収入	93,000	93,000	92,000	92,000
		収入計（A）	2,034,000	2,034,000	2,057,000	2,110,000
	収益的支出	1．営業費用	1,669,000	1,670,000	1,702,000	1,742,000
		(1) 職員給与費	92,000	92,000	92,000	92,000
		基本給	74,500	74,500	74,500	74,500
		その他	17,500	17,500	17,500	17,500
		(2) 経費	632,000	632,000	632,000	632,000
		動力費	88,000	88,000	88,000	88,000
		修繕費	71,500	71,500	71,500	71,500
		材料費	4,000	4,000	4,000	4,000
		その他	468,500	468,500	468,500	468,500
		(3) 減価償却費	945,000	946,000	978,000	1,018,000
		2．営業外費用	166,000	157,000	148,000	139,000
		(1) 支払利息	135,000	126,000	117,000	108,000
		(2) その他	31,000	31,000	31,000	31,000
		3．附帯事業費用	61,000	61,000	61,000	61,000
		(1) 大規模太陽光発電事業費用	61,000	61,000	61,000	61,000
		支出計（B）	1,896,000	1,888,000	1,911,000	1,942,000
	経常損益（A）-（B）（C）		138,000	146,000	146,000	168,000
特別利益（D）			1,000	1,000	1,000	1,000
特別損失（E）			1,000	1,000	1,000	1,000
特別損益（D）-（E）（F）			0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失） （C）+（F）			138,000	146,000	146,000	168,000

（単位 千円･税込）

計画期間					
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
1,259,000	1,460,000	1,460,000	1,460,000	1,460,000	1,460,000
966,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000	1,167,000
293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000
781,000	812,000	843,000	860,000	871,000	884,000
45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
659,000	690,000	721,000	746,000	759,000	772,000
77,000	77,000	77,000	69,000	67,000	67,000
91,000	91,000	90,000	90,000	89,000	89,000
91,000	91,000	90,000	90,000	89,000	89,000
2,131,000	2,363,000	2,393,000	2,410,000	2,420,000	2,433,000
1,785,000	1,909,000	1,955,000	1,990,000	2,007,000	2,027,000
92,000	92,000	92,000	92,000	92,000	92,000
74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
17,500	17,500	17,500	17,500	17,500	17,500
632,000	712,000	712,000	712,000	712,000	712,000
88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000
71,500	131,500	131,500	131,500	131,500	131,500
4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
468,500	488,500	488,500	488,500	488,500	488,500
1,061,000	1,105,000	1,151,000	1,186,000	1,203,000	1,223,000
133,000	126,000	121,000	118,000	114,000	111,000
102,000	95,000	90,000	87,000	83,000	80,000
31,000	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000
1,979,000	2,096,000	2,137,000	2,169,000	2,182,000	2,199,000
152,000	267,000	256,000	241,000	238,000	234,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0	0	0	0	0	0
152,000	267,000	256,000	241,000	238,000	234,000

※令和８年度以降の数値については、令和７年 10 月の下水道使用料改定に関する項目のみ修正しました。

（2）資本的収入及び支出

区分＼年度			計画期間			
			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
資本的収支	資本的収入	1．企業債	585,000	495,000	374,000	541,000
		2．他会計補助金	185,000	185,000	186,000	171,000
		3．他会計負担金	20,000	20,000	20,000	20,000
		4．国（都道府県）補助金	425,000	360,000	272,000	394,000
		5．工事負担金	12,000	12,000	12,000	12,000
		計（A）	1,227,000	1,072,000	864,000	1,138,000
		（A）のうち翌年度に繰り越される支出の財源充当額（B）	0	0	0	0
		総計（A）－（B）（C）	1,227,000	1,072,000	864,000	1,138,000
	資本的支出	1．建設改良費	1,133,000	969,000	749,000	1,063,000
		職員給与費	42,000	42,000	42,000	42,000
		その他	1,091,000	927,000	707,000	1,021,000
		2．企業債償還金	658,000	656,000	664,000	621,000
		計（D）	1,791,000	1,625,000	1,413,000	1,684,000
資本的収入額が資本的支出額に不足する額（D）－（C）（E）			564,000	553,000	549,000	546,000
補てん財源		1．損益勘定留保資金	426,000	407,000	403,000	378,000
		2．利益剰余金処分額	138,000	146,000	146,000	168,000
		3．繰越工事資金	0	0	0	0
		4．その他	0	0	0	0
		計（F）	564,000	553,000	549,000	546,000
補てん財源不足額（F）－（E）			0	0	0	0
企業債残高			9,151,000	8,990,000	8,700,000	8,620,000

○他会計繰入金

収益的収支分		395,000	395,000	394,000	409,000
	うち基準内繰入金	350,000	350,000	349,000	364,000
	うち基準外繰入金	45,000	45,000	45,000	45,000
資本的収支分		205,000	205,000	206,000	191,000
	うち基準内繰入金	20,000	20,000	20,000	20,000
	うち基準外繰入金	185,000	185,000	186,000	171,000
合計		600,000	600,000	600,000	600,000

（単位 千円･税込）

計画期間					
令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
439,000	449,000	438,000	438,000	438,000	438,000
172,000	154,000	136,000	128,000	114,000	98,000
20,000	18,000	16,000	12,000	8,000	4,000
319,000	327,000	319,000	319,000	319,000	319,000
12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
962,000	960,000	921,000	909,000	891,000	871,000
0	0	0	0	0	0
962,000	960,000	921,000	909,000	891,000	871,000
877,000	896,000	876,000	876,000	876,000	876,000
42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
835,000	854,000	834,000	834,000	834,000	834,000
594,000	584,000	539,000	531,000	504,000	475,000
1,471,000	1,480,000	1,415,000	1,407,000	1,380,000	1,351,000
509,000	520,000	494,000	498,000	489,000	480,000
357,000	253,000	238,000	257,000	251,000	246,000
152,000	267,000	256,000	241,000	238,000	234,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
509,000	520,000	494,000	498,000	489,000	480,000
0	0	0	0	0	0
8,465,000	8,330,000	8,229,000	8,136,000	8,070,000	8,033,000

408,000	408,000	408,000	400,000	398,000	398,000
363,000	363,000	363,000	355,000	353,000	353,000
45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
192,000	172,000	152,000	140,000	122,000	102,000
20,000	18,000	16,000	12,000	8,000	4,000
172,000	154,000	136,000	128,000	114,000	98,000
600,000	580,000	560,000	540,000	520,000	500,000

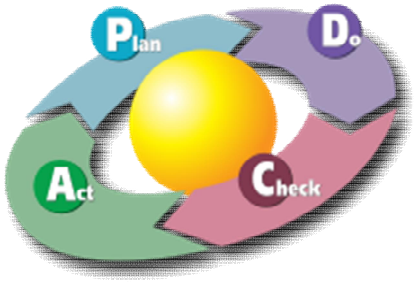
第８章　フォローアップ

８－１　進行管理

飯能市下水道事業経営戦略プランに定めた個別事業を円滑に推進するため、ＰＤＣＡサイクルを活用します。各事業年度終了後に事業の進捗状況や目標値の達成状況を確認（モニタリング）し、その結果をもとに改善策を講じます。

ＰＤＣＡサイクルとは、次の４つの段階を継続的に繰り返すことにより、業務改善を図る手法です。

Ｐ（Ｐｌａｎ）	計画策定
Ｄ（Ｄｏ）	事業の実施
Ｃ（Ｃｈｅｃｋ）	検証、評価
Ａ（Ａｃｔ）	見直し



８－２　進捗状況等の公表

個別事業の進捗状況や目標値の達成状況については、飯能市総合振興計画との整合性に留意した上で、毎事業年度終了後に飯能市下水道事業審議会へ報告し、ホームページ等で公表します。

また、進行管理の過程で進捗率や目標値の達成状況が低い事業については、必要に応じて予算の組み替えや事業内容の見直しを行います。事業評価においては、「投資・財政計画」と実績額との乖離及びその原因を分析し、その分析結果を次期計画の策定に反映させます。